

指定給水装置工事事業者講習会について

事業者講習会とは

・給水装置工事に関する知識及び技術の向上並びに安全・安心な給水確保のため、佐賀東部水道企業団が、指定給水装置工事事業者(以下「指定事業者」という。)に対し定期的に情報の提供を行う講習会です。

受講義務について

・講習会を受講されていないと、企業団から受講の指導があります。それに従わない場合は文書での注意等を受けることになり、指定事業者として適切でないと判断されることがありますので、必ず受講してください。

受講対象者

- ・佐賀東部水道企業団の指定事業者(代表者や主任技術者等)
- ・事業者講習会は毎年開催し、今年度は令和7年度に期限を迎える事業者を受講対象とします。(なお、令和3～6年度受講対象で未受講事業者も含めます。)

開催日等と場所

- 【開催日等】 ・令和7年8月28日(木曜日)午前10時～12時(受付9時30分～)
※指定番号1～130及び429～434の指定事業者が受講対象です。
受講申込書をよく読んで受講してください。
- 【場所】 ・佐賀市兵庫北三丁目8番40号
・佐賀勤労者総合福祉センター(メートプラザ佐賀)多目的ホール

講習内容と講習テキスト等

- ・指定事業者制度の概要 ・給水工事施工基準 ・維持管理及び事故防止 ・工事に関する信頼性の向上 など
- ・日本水道協会の「指定給水装置工事事業者研修テキスト2024※」を各自で用意してください。
購入方法等は日本水道協会ホームページまたは企業団ホームページの購入申込書を参照してください。
(※研修テキストが2019版から2024版に改訂されています。)

事業者講習会の申込方法

- 【提出書類】 ・指定給水装置工事事業者講習会 受講申込書
- 【受講料】 ・無料
- 【申込期限】 ・8月15日(金)までにお申込みください。
・ただし期間が過ぎた後でも受講可能な場合があるので、必ず問い合わせてください。
- 【提出方法】 ・書類は、郵送・FAXのいずれかにてお願いします。
- 【提出及び問い合わせ先】 ・佐賀東部水道企業団 工務二課
〒849-0914 佐賀市兵庫町大字西淵1960-4 TEL 0952-30-6202 FAX 0952-31-8669